

航路標識の許可申請要領、審査基準及び標準処理期間

(平成25年5月16日現在)

I 総則

1 目的

本要領等は、航路標識法施行規則（昭和24年運輸省令第30号。以下「規則」という。）第1条から第3条及び第7条に規定する航路標識の設置若しくは管理又は現状の変更の許可に係る申請書の様式、添付書類の記入方法等の許可申請要領、審査基準及び標準処理期間を定めることにより、行政運営の公正の確保、事務処理の促進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 許可標識 航路標識法（昭和24年法律第99号、以下「法」という。）第2条ただし書の規定により許可を受けた航路標識をいう。
- (2) 事務所 許可標識の設置海域を担当する海上保安監部及び海上保安部をいう。
- (3) 処分権者 航路標識の設置若しくは管理又は現状の変更の許可の職権を有する管区海上保安本部長及び事務所の長をいう。

II 許可申請要領

1 設置又は設置及び管理の許可申請

- (1) 規則第1条に規定する申請書の様式は第1号様式とする。
- (2) 航路標識の設置又は設置及び管理の許可を受けようとするときは、申請書1部に規則第1条に規定する書類及び規則第2条に規定する調書を各1部添付するものとする。
- (3) 規則第1条の申請において、法人の代表者以外の者が申請者となるときは、規則第4条の規定に基づき、その権限を証明する書類を添付するものとする。
- (4) 規則第1条に規定する書類は、次の各号によるものとする。

イ 理由書

理由書は、設置しようとする理由を適切に記入するものとする。

なお、設置者が自ら管理する場合にあつては、理由書にその旨及び管理の方法を記入するものとする。

ロ 当該航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面

図面は、航路標識の設置場所付近の状況を示した平面図に設置位置及び名称を記入したものとする。

ハ 当該航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類

(イ) 設置者が所有する土地又は建物については、不動産登記簿の謄本又は抄本とする。

(ロ) 設置者が貸借する土地又は建物については、賃貸借契約書の写し及び不動産登記簿の謄本又は抄本とする。また、土地又は建物の転借の場合は、土地又は建物の所有者の転貸承諾書も添付するものとする。

- (ハ) 公有不動産及び公有水面については、国又は地方公共団体の使用許可証の写し又は証明書等使用権原を有することを証する書類とする。
- (ニ) 不動産登記簿の謄本又は抄本を提出できない場合は、その理由及び固定資産税の課税に使われる土地台帳若しくは家屋台帳の謄本若しくは抄本又は納税証明書等公の証明書とする。
- (ホ) 土地、水面及び建物の使用権原を取得する前に申請する場合は、それを確実に取得することができることを証明する譲渡契約書の写し及び不動産登記簿の謄本又は抄本とする。

ニ 当該航路標識の全体を示した側面図

側面図は、航路標識及びその附属施設の全体を示したものとする。なお、灯台、灯標等の航路標識にあつては、側面図にその標識の高さ(規則第1号書式告示要項書に記入する地上から構造物の頂部まで、平均水面上から灯火までの高さ等)を図示したものとする。

ホ 当該航路標識の機器の構成を示した図面

図面は、航路標識に使用する機器の概略の構成を示したものである。

へ 第1号書式による告示要項書

告示要項書は、法第6条の規定により、当該航路標識の現状を告示するために要する書類であり、規則第1号書式に別紙1「告示要項書の記入標準」により該当事項を適正に記入したものとする。

- (5) 規則第2条に規定する用品の調書は、別紙2に規定する機器ごとにその規格及び性能を記入したものとする。ただし、無線方位信号所用機器及び船舶通航信号所用機器の無線設備に係る調書は、無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)の規定に基づき無線局免許申請書に添付する無線局事項書及び工事設計書の写とする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、規則第2条ただし書の規定により、海上保安庁長官が定めた航路標識用品を使用する場合は、当該用品の型式を記入した書類を提出すれば足りる。

2 管理の許可申請

- (1) 規則第3条に規定する申請書の様式は第2号様式とする。
- (2) 航路標識の管理の許可を受けようとするときは、申請書1部に規則第3条に規定する書類を1部添付するものとする。
- (3) 規則第3条の申請において、法人の代表者以外の者が申請者となるときは、規則第4条の規定に基づき、その権限を証明する書類を添付するものとする。
- (4) 規則第3条に規定する書類は、管理する航路標識の名称、設置者と管理者が異なる理由、管理する期間、設置者との管理に関する条件並びに保守点検方法、運用要員、監視方法、事故等が発生した場合の通報方法及び復旧方法並びに予備品の保有状況を記入したものとする。

- (5) 管理者の変更については、新たな許可を要するものとする。ただし、相続、法人の合併等地位の継承による変更又は管理者の名称の変更の場合（当該許可標識の名称の変更を伴わない場合に限る。）は、その旨を処分権者へ届け出れば足りるものとする。
- (6) 前号の許可申請においては、規則第4条の規定に基づき、現在の管理者との事務の引継等の関係を明らかにする書類を添付するものとする。

3 現状の変更の許可申請

- (1) 規則第7条に規定する申請書の様式は第3号様式とする。ただし、許可標識を廃止又は休止しようとするときの申請書の様式は第4号様式とする。
- (2) 許可標識の現状の変更の許可を受けようとするときは、申請書1部に規則第7条に規定する書類を1部添付するものとする。
- (3) 規則第7条の申請において、法人の代表者以外の者が申請者となるときは、規則第4条の規定に基づき、その権限を証明する書類を添付するものとする。
- (4) 規則第7条第1項に規定する書類（変更後の位置に係る規則第1条第3号の書類を除く。）は、変更後の状況に現状を対比させて記入したものとする。
- (5) 規則第7条第1項に規定する変更後の位置に係る規則第1条第3号の書類は、Ⅱ. 1. (4). ハの書類とする。
- (6) 工事区域の変更、設置目的の消滅等に伴い、航路標識の設置予定日後3か月以内に現状の変更を行うことが明らかな場合は、現状の変更の許可申請を第1項又は第2項の許可申請と同時に行うことができるものとする。
- (7) 工事区域の変更等に伴い、許可標識の現状の変更の予定日後3か月以内に再変更することが明らかな場合は、一括して現状の変更の許可申請を行うことができるものとする。
- (8) 測量による位置補正又は基点等の変更に伴う告示要項書中の位置の表記の変更については、現状の変更の許可を要しないものとし、規則第1号書式の告示要項書に変更後の位置に現状を対比させて記入したもの及び根拠資料を添えて処分権者へ報告すれば足りるものとする。
- (9) 規則第1号書式の告示要項書の記載事項に変更を伴わない航路標識用品の代替等については、現状の変更の許可を要しないものとし、規則第2条の調書（海上保安庁長官が定めた航路標識用品を使用するときは、当該用品の型式を記入した書類）を添えて処分権者へ報告すれば足りるものとする。

4 申請書等の提出

前各項の許可申請又は報告は、事務所に提出するものとする。

5 申請期限

第1項から第3項までの許可申請は、標準処理期間及び航路標識の設置又は現状の変更に関する事前周知に要する期間等を考慮し行うものとする。

Ⅲ 審査基準

1 設置の審査基準

(1) 設置理由

主として設置者の行う事業又は事務の用に供するために設置されるものであること。

(2) 名称

別紙3「許可標識の名称付与標準」に基づき付与されていること。

(3) 設置位置

イ 設置目的、利用する船舶の態様並びに周囲の海象及び交通のふくそう状況等に適合する位置に設置されるものであること。

ロ 橋梁標識にあつては、別紙4「橋梁標識の設置基準」に適合するものであること。

ハ 設置しようとする土地、水面及び建物について設置者が適切な使用権原を有するもの又はこれを確実に取得することができるものであること。

(4) 施設・性能

イ 別紙5「施設・性能基準」に適合するとともに、周囲の海象及び交通のふくそう状況等に適合するものであること。

ロ 灯標、立標、灯浮標及び浮標の種別については、その設置目的及び利用する船舶の態様に応じ、「浮標式を定める告示（昭和58年海上保安庁告示第131号。以下「浮標式告示」という。）」第2条に準拠するものであること。

2 管理の審査基準

(1) 保守

航路標識の機能を維持するための保守体制がとられていること。

(2) 運用

航路標識を運用するための要員の確保及び監視体制並びに事故等が発生した場合の通報及び復旧体制がとられていること。

(3) 予備品

航路標識を保守、運用するための予備品が備えられていること。

3 現状の変更の審査基準

(1) 名称の変更

イ 当該許可標識の名称を変更する正当な理由があること。

ロ 別紙3「許可標識の名称付与標準」に基づき付与されていること。

(2) 位置の変更

イ 当該許可標識の位置を変更する正当な理由があること。

ロ 設置目的の変更を伴わないこと。

ハ 設置目的、利用する船舶の態様並びに周囲の海象及び交通のふくそう状況等に適合する位置に設置されるものであること。

ニ 橋梁標識にあつては、別紙4「橋梁標識の設置基準」に適合するものであること。

ホ 変更後の土地、水面及び建物について設置者又は管理者が適切な使用権原を有するもの又はこれを確実に取得することがで

きるものであること。

(3) 構造又は性質の変更

イ 当該許可標識の構造又は性質を変更する正当な理由があること。

ロ 別紙5「施設・性能基準」に適合するとともに、周囲の海象及び交通のふくそう状況等に適合するものであること。

ハ 灯標、立標、灯浮標及び浮標の種別については、その設置目的及び利用する船舶の態様に応じ、「浮標式告示」第2条に準拠するものであること。

(4) 廃止

イ 設置理由が消滅すること。

ロ 当該許可標識の撤去等の適切な措置が速やかにとられること。

(5) 休止

イ 当該許可標識を休止する正当な理由があること。

ロ 灯浮標等の海上に設置されている標識にあっては、当該許可標識の撤去等の適切な措置が速やかにとられること。

IV 標準処理期間

申請者から提出された許可申請の処分に要する標準処理期間は、原則として事務所で受理してから、電波標識又は海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第1条第2項の同法を適用する海域（港則法（昭和23年法律第174号）に基づく港の境界附近を除く。）に設置される航路標識にあっては20日以内、その他の航路標識にあっては10日以内とする。